

無線TVサービス利用規約

ソフトバンクBB株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「無線TVサービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従い、Yahoo!BBサービス(後記第2条第(6)号に定義します。)のオプションサービスとして「無線TVサービス」を提供します。
2. 会員は無線TVサービスの利用にあたり、本規約および会員規約(後記第2条第(7)号に定義します。)が適用されるものとします。
3. 本規約に定める内容と会員規約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「無線TVサービス」とは、当社が本規約に基づき会員に提供する再生機能つき無線TVBOXのレンタルサービスをいいます。
- (2) 「無線TVBOX」とは、地上アナログ放送を受信し、有線またはIEEE802.11g規格の無線によりPCに伝送する機能を有するTVチューナおよびその付属品一式をいいます。
- (3) 「無線TVサービス利用契約」とは、無線TVサービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4) 「申込者」とは、当社に対し本サービスの利用申込をした者をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との間で無線TVサービス利用契約が成立した無線TVサービスの利用者をいいます。
- (6) 「Yahoo!BBサービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。
- (7) 「会員規約」とは、Yahoo!BBサービスの契約に係る契約約款をいいます。
- (8) 「サービス会員回線」とは、会員のYahoo!BBサービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。
- (9) 「指定レンタル事業者」とは、モデム、無線LANカード等の接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。
- (10) 「接続機器レンタル規約」とは、モデム、無線LANカード等の接続機器のレンタルに関して当社または指定レンタル事業者が定める規約をいいます。

第2章 無線TVサービスの内容

第3条 (サービス区分)

1. 無線TVサービスには、二つの区分があります。
 - (1) 無線TVパック(無線TVBOXとPCの接続を有線で行う場合をいいます。)
 - (2) ダブル無線パック(無線TVBOXとPCの接続をIEEE802.11g規格の無線で行う場合

をいいます。)

2. 前項第2号に定めるダブル無線パックは、接続機器レンタル規約で定める無線LANカードのレンタル申込者のみ選択できるものとします。
3. 無線TVサービス利用者が無線TVパックを選択した場合で、接続機器レンタル規約で定める無線LANカードのレンタルを申し込んだ場合、無線LANカードの契約成立日にダブル無線パックに区分変更されるものとします。
4. 無線TVサービス利用者がダブル無線パックを選択した場合で、無線LANカードのレンタル契約が終了した場合、何ら意思表示無く無線LANカードのレンタル契約終了日に無線TVパックに区分変更されるものとします。

第3章 契約

第4条 (無線TVサービス利用契約の単位)

1. 無線TVサービス利用契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。
2. 当社は、サービス会員回線1回線ごとに1つの利用契約を締結します。
3. 無線TVサービス利用契約の申し込みは、個人に限るものとします。
4. 無線TVサービス利用契約の申込者は、当社の提供する無線TVサービスを、同時送信、再分配その他加入申込者と同一の世帯の者以外の者に対して利用させることを目的として使用することはできません。
5. 前項に規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

第5条 (無線TVサービス利用契約の成立)

1. 無線TVサービス利用契約は当社または当社が指定する者によって、レンタルを希望する会員に対し無線TVBOXを引渡したときに成立するものとします。但し、Yahoo! BB サービスの利用契約が成立しない場合は、無線TVサービス利用契約は無線TVサービス利用契約成立時に遡って成立しないものとします。
2. 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) Yahoo! BB サービスを利用しているが、何らかの理由で、請求行為がされていない場合
 - (2) 無線TVサービス利用契約の申込者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 無線TVサービス利用契約の申込者が加入契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) 無線TVサービス利用契約の申込者が無線TVサービスを法令に反する目的で利用し又は利用するおそれがあると認められる場合
3. 第1項にかかわらず、第6条の利用料金の発生時期は会員が利用するYahoo! BB サービスに係る会員規約に準じるものとします。但し、無線TVサービス利用契約を会員が利用するYahoo! BB サービスに係る会員規約と別に申し込んだ場合は、無線TVサービスの利用料金

の発生時期については、Yahoo! BB サービスの種類ごとに、以下の通りとします。なお、利用料金発生日において、万一无線TVBOXがその日までにお手元に届いていないときは、利用料金は無線TVBOXがお手元に届いた日から発生するものとします。

- (1) 「Yahoo! BB 光」サービスの場合、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日
 - (2) 「Yahoo! BB ADSL」サービスの場合、その申込日から起算して7営業日目の日が属する月の翌月1日
4. 本条第3項但書の定めに該当する場合は、第19条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い無線TVBOXを当社に返還するものとします。

第4章 料金等の支払い

第6条 (利用料金)

無線TVサービスの利用料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月の利用料金を支払うものとします。

第7条 (支払方法等)

1. 当社は、前条に定める利用料金、次項に定める延滞利息、第11条第1項但書及び第19条第1項に定める費用、第10条第2項及び第19条第2項に定める違約金その他本規約に基づく会員に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
2. 会員は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

第5章 無線TVBOXのレンタル

第8条 (無線TVBOXのレンタル)

1. 当社は、無線TVサービスの申込者に対し、無線TVBOXをレンタルします。
2. 会員にレンタルする無線TVBOXは、会員が利用するYahoo! BB サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる無線TVBOXは、第11条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。
3. 無線TVBOXの設置場所は、個人宅のみとし、事業所、店舗、休憩所へ設置すること又はその他不特定多数若しくは多数人が視聴できるように無線TVBOXを設置することは禁止するものとします。

第9条 (ファームウェアのバージョンの更新)

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。

2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている無線TVBOXが当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（無線TVBOXがサービス会員回線に接続され、かつ、無線TVBOXの電源が投入状態である必要があります。）、接続機器に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して無線TVBOXが正常に作動しなくなった場合は、第11条の定めを準用するものとします。

第10条（無線TVBOXの管理等）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって無線TVBOXを維持、管理するものとし、無線TVBOXの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 無線TVBOXの第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
 - (2) 無線TVBOXの分解、解析、改造、改変等
 - (3) 無線TVBOXの損壊、破棄等
 - (4) 無線TVBOXの著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) 無線TVBOXの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (7) 無線TVBOXの日本国外持ち出し
2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は当社の請求に従い、損害賠償として当社が別途定める違約金を直ちに支払うものとします。

第11条（故障等）

1. 会員にレンタルされた無線TVBOXが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該無線TVBOXを正常な無線TVBOXと取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた無線TVBOXを当社が指定する場所に送付するものとします（無線TVBOXが全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。但し、無線TVBOXの故障等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用は、会員が負担するものとします。
2. 無線TVBOXの故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による無線TVBOXの故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第12条（買取）

会員による無線TVBOXの買取は一切できないものとします。

第6章 会員の責任等

第13条 (禁止事項)

会員は、無線TVサービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 無線TVサービスを利用して録画・保存した映像等を個人で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて送信し、または送信できる状態にすること
- (2) 無線TVサービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBル、修正、翻訳、その他改造行為
- (4) 無線TVサービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (5) 無線TVサービスを利用して録画・保存した映像等を事業所・学校・病院など不特定多数の方が視聴できる環境にて再生すること
- (6) 本規約に反する行為
- (7) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

第14条 (損害賠償)

1. 会員が、無線TVサービスの利用に関して会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 会員が無線TVサービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第15条 (保証・責任の制限)

1. 無線TVBOX1台につき、利用可能なパソコン台数は1台となります。複数のパソコンで別番組の視聴および同時録画には対応しておりません。
2. 何らかの不具合により無線TVサービスと組み合わせて使用したパソコンのハードディスクへの録画・録音等がされなかった場合でも、一切責任を負わないものとします。また、録画・保存した映像等の動作についても一切責任を負わないものとします。
3. 外部入力機器からの録画は、著作権保護、およびコピープロテクトなどの理由により一切できません。また、当社は一切の保証をしないものとします。
4. 当社は、無線TVサービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
5. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害により無線TVサービスを提供するための当社の機器等に障害が発生し、無線TV機能付き会員向けサイトにアクセスできない場合は、無線TVサービスの提供範囲外とし、当社は無線TVサービスを提供する義務を負わないものとします。
6. 会員は、無線TVサービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。

7. 無線TVサービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合には、無線TVサービスの一か月分の利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします（すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません）。
8. 会員が、第13条に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第7章 無線TVサービスの中止・変更等

第16条（無線TVサービスの中止・停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、無線TVサービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。
 - (1) 当社のサーバー等の設備、その他無線TVサービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり無線TVサービスの提供が困難な場合
 - (3) 当社と協定を締結している電気通信事業者が電気通信サービスを提供しない場合
 - (4) その他、無線TVサービスの運用上あるいは技術上の理由により、無線TVサービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 前項に従い、当社が無線TVサービスの中止または停止を行った場合、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第17条（無線TVサービスの変更）

1. 当社は、自らの判断により会員に予め通知することなく、無線TVサービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。
2. 当社は、会員に対して通知することにより、無線TVサービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

第8章 解約

第18条（無線TVサービス利用契約の終了）

1. 会員は、無線TVサービス利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもって無線TVサービス利用契約が終了するものとします。
2. 事由の如何を問わず会員が利用する Yahoo! BB サービスにかかる会員規約が終了した

- 場合には、本規約に基づく無線TVサービス利用契約は当然に終了するものとします。
- 無線TVサービス利用契約の解約、解除等は本規約に定めるほか会員規約に準じるものとします。

第19条（無線TVサービス利用契約終了に伴う返還）

- 無線TVサービス利用契約が終了した場合、会員は、無線TVBOXを当社に返還するものとします。なお、無線TVBOX返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に無線TVBOXに故障等が発生した場合、当該無線TVBOXの修理費用等は会員の負担とします。
- 事由の如何を問わず無線TVサービス利用契約が終了し、無線TVBOXが30日以内に当社に返還されなかった場合、当社は会員に対し当社所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。

第9章 その他

第20条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第21条（個人情報の保護）

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<https://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

第22条（準拠法及び管轄）

- 本規約に関する準拠法は日本法とします。
- 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2005年1月28日制定)

(2005年1月28日実施)

(2005年3月1日改定実施)

(2005年3月20日改定実施)

(2005年6月1日改定実施)

(2005年10月15日改定)

(2005年11月1日実施)

(2005年12月1日承継改定実施)

(2006年10月1日改定実施)

(2007年3月31日承継改定実施)

(2008年5月15日改定)

(2008年6月1日上記改定実施)